

「ユキノハコ」(雪中貯蔵施設)の利用方法(きまり)

安塚区樽田の「ユキノハコ」をご利用の際には、下記のきまりをお守りいただきますようお願いいたします。

1. 利用申込について

①利用申請書の提出

- ・貯蔵を希望される方は、事前に利用申請書をお渡ししますので、必要事項をご記入のうえ、浦川原区総合事務所産業グループへ提出してください。
※利用申請書は、利用希望日の5日前までに提出をお願いします。
- ・使用料は前金払いです。使用決定通知書に同封した納入通知書により、指定金融機関で期日までに納入してください。なお、1か月に満たない場合は、日割り計算による請求となります。
- ・利用申請書の情報を把握し、利用するパレット・かご台車の配置等を決定します。品物によっては、貯蔵に適した梱包をお願いする場合があります。

2. 貯蔵について

①搬入・搬出作業について

- ・搬入・搬出時は、防熱扉を解放したまま作業せず、必ず閉めてから作業してください。(雪室の貯蔵環境を維持するためご協力ください)
- ・パレット、かご台車は指定された場所に配置してください。
- ・パレットでの搬入・搬出はフォークリフト、ハンドパレットトラックを貸し出ししますので、各自で対応してください。
- ・フォークリフトの利用は、有資格者に限ります。自己責任のもと、施設内の環境に配慮し運転してください。
- ・フォーク運転中の商品の破損、事故等の損害が生じた場合は、当該利用者の自己責任と費用において解決し、その責任は上越市で負いません。
- ・施設の利用は、雪だるま物産館の営業日の午前8時30分から午後5時30分までとなります。(雪だるま物産館の休日は、毎週月曜日(月曜が休日の場合は、火曜日)です。)

3. 貯蔵品について

- ①発酵食品(味噌、漬物、酒粕等)の梱包はできるだけ密封し、においが流出しないようにしてください。
- ②申請書に記入した品物以外を貯蔵する場合は、事前に雪だるま物産館、あるいは浦川原区総合事務所産業グループまでご連絡ください。
- ③貯蔵品に変化(劣化、破損等)が見られた場合、至急雪だるま物産館、あるいは浦川原区総合事務所産業グループまで状況を報告し、指示を仰いでください。

4. その他

- ①雪室の環境保持のため、温度・湿度が遠隔からモニタリングできるセンサーを設置しています。

お問い合わせは、浦川原区総合事務所産業グループ(TEL:025-599-2302)まで